

第2次丸亀市協働推進計画

－ 信頼でつながり 市民等の力が活かせるまちへ －

2024-2028



令和6年4月

丸 亀 市

目 次

第1章 計画の策定について	1
1. 計画策定の背景および趣旨	
2. 計画の期間	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画とSDGsの関係	
5. 用語の説明	
第2章 丸亀市協働実行計画の成果と課題	4
第3章 丸亀市の現状	6
1. 人口減少と少子高齢化の進行	
2. コミュニティの状況	
3. 市民活動団体の状況	
4. 事業者の状況	
5. 市の状況	
6. マルタスの状況	
7. まちづくりワークショップ「丸亀まちづくりラボ」	
第4章 協働の基本的な考え方	21
1. 基本理念	
2. 協働の推進に係る基本方針	
3. 協働を推進するための役割	
4. 協働の範囲	
5. 協働のプロセス	
第5章 基本施策 施策体系図	24
第6章 施策の展開	26
施策の柱Ⅰ 協働の意識醸成と担い手の育成	
施策の柱Ⅱ 地域活動・市民活動に対する支援の充実	
施策の柱Ⅲ 多様な主体による協働の推進	
第7章 進行管理	34
資 料	35
信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例	
計画策定の経緯	
諮問書・答申書（自治推進委員会）	
丸亀市自治推進委員会委員名簿	

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景および趣旨

近年、社会を取り巻く状況が大きく変わる中で、市民の生活様式の変化とともに地域の課題もこれまでと比較にならないほど多様化し、複雑さを増しています。同時に誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、従来の画一的な行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなっています。

こうした課題を解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に愛される丸亀市を目指すためには、行政とともに市民やコミュニティ、市民活動団体、事業者といった多様な主体が協力し、まちづくりを進めていくことが重要であり効果的です。

丸亀市では、平成 19 年（2007 年）に「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」（以下、「協働推進条例」という。）を制定し、平成 20 年（2008 年）に策定した「丸亀市協働推進計画」に基づき、市民等との協働によるまちづくりを推進してきました。そして、平成 26 年（2014 年）に「丸亀市協働実行計画」を策定し、以降、毎年度必要な見直しを行いながら協働推進に係る施策や事業を実施してきました。中でも、令和 3 年（2021 年）3 月に協働の担い手である市民や市民活動団体が相互に情報交換・共有できる活動拠点として丸亀市市民交流活動センター（愛称：マルタス）（以下、「マルタス」という。）が開館したことにより、本市の協働のまちづくりは新たな展開が期待されているところです。

そのため、様々な社会状況の変化に対応しつつ、これまでの取り組みを発展させ、多様な主体による幅広い連携を推進し、活力あるまちづくりに向けて「第 2 次丸亀市協働推進計画」を策定します。

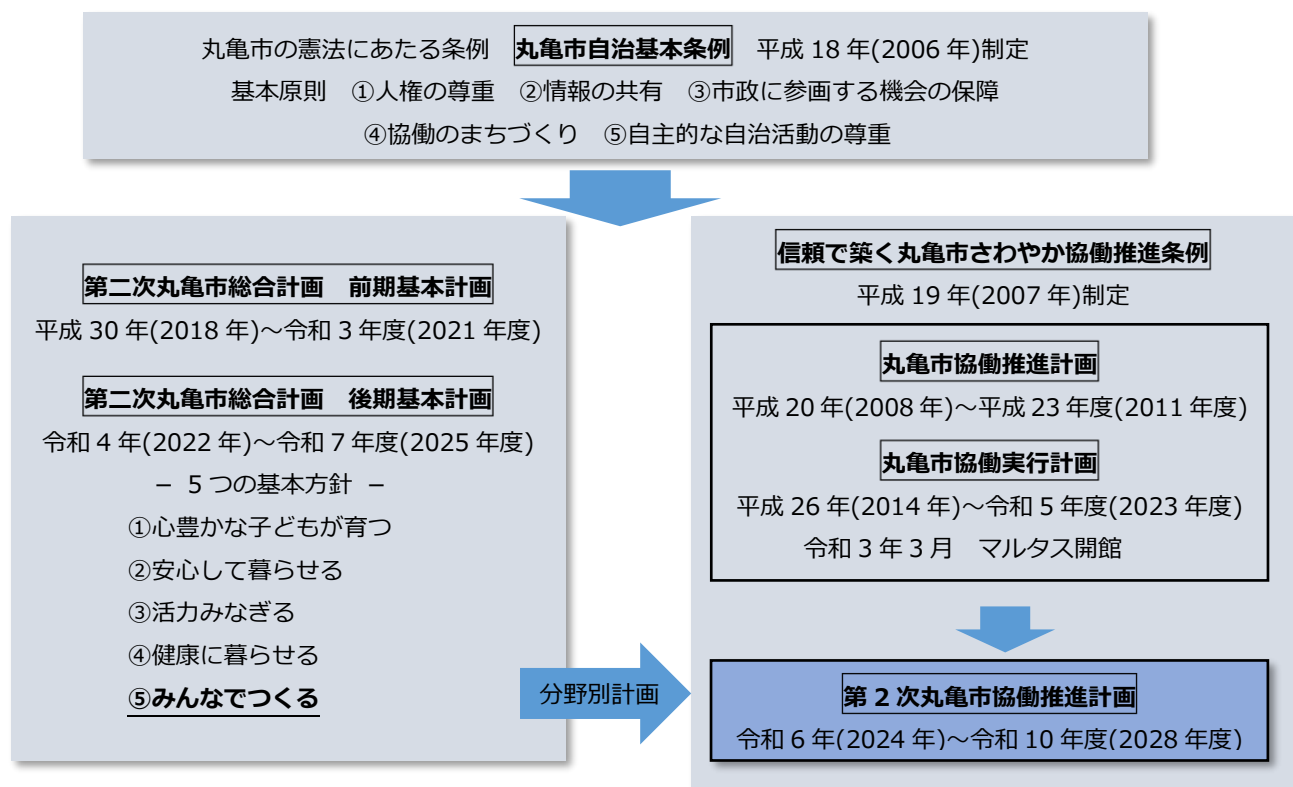
2. 計画の期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進ちょく状況に合わせ、必要に応じて見直します。

前計画		本計画					次期計画	
R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
協働実行計画		第 2 次協働推進計画						

3. 計画の位置づけ

この計画は、協働推進条例第8条第1項の規定に基づき策定するものです。また、「第二次丸亀市総合計画後期基本計画」の分野別計画であるとともに、市の各施策分野において協働を推進するための基本的な計画として位置づけます。



4. 計画と SDGs の関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年（令和 12 年）までの長期的な開発指針として、持続可能でより良い世界を目指す世界共通の国際目標です。

17 のゴール（国際目標）と 169 のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPO など様々な主体により、積極的な取り組みが展開されています。

「協働」に関連するゴールは 1 から 17 までのすべてですが、この計画において特に目指すゴールは、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」です。

本計画における取り組みの推進により、多様な主体がパートナーシップで行動していくことが、SDGs の実現に寄与します。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5. 用語の説明

(1) 協働

市民等および市が、それぞれの責任と役割分担に基づき特性を尊重し補いながら、対話を重ね協力し合うことをいいます。

市民等とは、市民、コミュニティ、市民活動団体、事業者など地域を構成する様々な主体のことを示しており、それぞれの得意分野を活かして「地域の課題（目標）」に対して、単独で行うよりも一緒に行う方がより大きな成果を得られる場合に「協働」という手法を使って、一緒に活動を行います。

(2) 市民

この計画の中では、「市内に住んでいる人」、「市内で働いている人」、「市内で学んでいる人」を市民とします。まちづくりには、本市に住民票がある人だけでなく、通勤や通学している人も含みます。

(3) コミュニティ

地域住民が、自分たちの暮らす地域をより良くしようと活動することによって生み出された、おおむね小学校区を単位として形成された組織をいいます。

(4) 市民活動団体

公益的活動を継続して行うことを主たる目的として、自発的に組織された団体をいいます。

(5) 事業者

個人又は法人その他の団体であって、営利を目的とする事業を行うものをいいます。

(6) 地域活動・市民活動

市民、コミュニティ、市民活動団体、事業者が自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的、自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。ただし、政治活動や宗教活動は含みません。



3つの「きょうどう」のちがい



協働

様々な人や団体等が同じ目的のために協力しあいそれぞれが異なる役割のもと活動すること



協同

同じような立場の人が同じ目標の達成に向けて役割を分担して活動すること



共同

(同じ場所で) 一緒に活動すること

第2章 丸亀市協働実行計画の成果と課題

丸亀市協働実行計画では、基本施策として、「(1) 情報の共有、啓発活動」、「(2) 人材の育成」、「(3) 活動基盤の整備」、「(4) 交流・連携の推進」の4項目を挙げ、それぞれ個別施策を実施してきました。

「(1) 情報の共有、啓発活動」については、市の広報紙やホームページ、SNSなどにより、市民活動団体の情報や活動内容などを広報し、より多くの市民等が市民活動に関心を持ち、市民活動に参加するきっかけとなるよう情報発信に努めました。

特に、令和3年(2021年)にマルタスが開館してからは、館内での展示のほか、ホームページやフェイスブック、インスタグラムなど、それぞれの広報媒体の特徴を活かしながら、よりきめ細かな情報発信を行っています。

しかし、市民活動団体やその活動に関する情報発信の内容が充実してきた一方で、「そもそも協働とは何か」、「なぜ協働が求められているのか」など、協働の意味や大切さについては情報発信が不十分であり、今後はその充実も含めた情報発信が必要です。

「(2) 人材の育成」については、市民活動団体に対して、新たな活動や活動の幅を広げる取り組みを応援する「ステップアップ補助事業」の実施や、市民活動団体同士の交流会の開催などにより、市民活動の後押しを行いながら人材の育成に努めてきました。

また、マルタスの開館以降は、マルタス館内のオープンな場所を使って多くの市民活動が行われており、それらの活動に来館者がふれることによって市民活動への関心が高まりつつあります。

一方、地域活動については、コミュニティの優れた取り組みを表彰することなどにより、活動内容の可視化を行いながら横展開につなげ、コミュニティ活動を担う方の後押しを行ってきました。

今後は、現在の取り組みをより効果的に行うことに加えて、コーディネーターやファシリテーターを養成する講座などの開催により、協働の推進にとってより専門的な役割を担う人材の育成なども必要です。

また、市職員については、あらゆる行政分野で協働が推進されるよう、各課に「丸亀市協働推進員」(以下、「協働推進員」という。)を配置するとともに、コミュニティ活動と行政をつなぐパイプ役として、全コミュニティに「丸亀市地域担当職員」(以下、「地域担当職員」という。)を配置し、協働推進員や地域担当職員を対象とした研修を継続的に行って

きました。

今後も協働推進員や地域担当職員が協働事業の推進役となるような研修や働きかけを行うほか、新たなつながりが生まれるよう、日常的に市民活動団体と接するマルタス職員との交流なども必要と考えています。

「**(3) 活動基盤の整備**」については、地域での協働の拠点施設であるコミュニティセンターを順次整備してきたほか、市全体の拠点施設としてマルタスを整備し、ともに大勢の方に地域活動・市民活動の拠点として活用していただいています。

しかし、コミュニティセンターについては中学生や高校生などの若い世代の利用が少なく、マルタスについては距離的に離れている地域に住む方の利用が少ないなど、関心を持つ人や利用者に偏りが見られるのが現状です。

協働が生まれるためには、人々が出会い、交流する場所が不可欠です。今後は、コミュニティセンターやマルタスがそのような場であり続けられるようにするとともに、これまであまり利用することのなかった層の方にも関心を持っていただき、さらに利用していただけるような働きかけを行うことが必要です。

「**(4) 交流・連携の推進**」については、これまで特に大学等と連携した事業を実施し、大学生が中心となって、市とともににぎわいづくりや丸亀の魅力発信などに取り組みました。

今後は、大学生との連携を継続しながら、中学生や高校生などの世代にも、自分たちの住むまちや地域に関心を持ち、地域づくりの担い手として身近なコミュニティなどで力を発揮していただけるよう、学校とも連携しながら仕組みづくりや働きかけを行っていきます。

また、事業者についても、近年、社会貢献活動への意識が高まっていることから、専門的な知識や技術を発揮できる協働の担い手として、市の施策に関する情報提供などを行っていく必要があります。



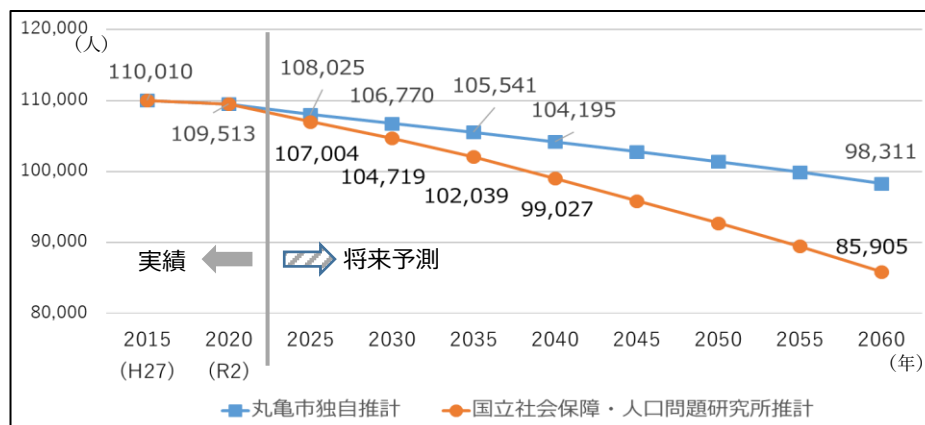
第3章 丸亀市の現状

1. 人口減少と少子高齢化の進行

国勢調査によると、丸亀市の人口は平成22年（2010年）の110,473人をピークに減少しており、出生数の低迷や若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、今後も減少が続くことが予測されています。令和22年（2040年）の人口予測は、丸亀市独自推計で令和2年（2020年）比約4.9%減、国立社会保障・人口問題研究所推計で令和2年比約9.6%減となっています。

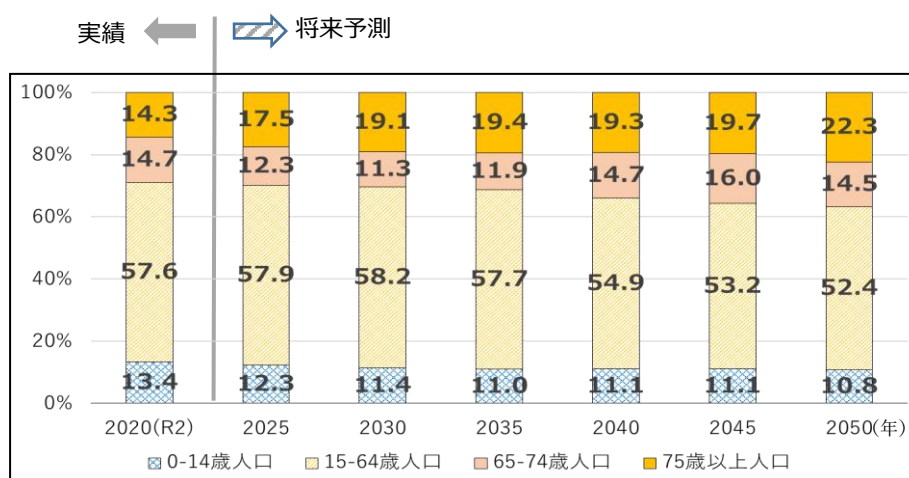
また、年齢別の割合を見ると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、今後も出生数の低迷のみならず、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、人口に占める高齢者の割合はさらに増加することが見込まれます。

丸亀市人口推移の予測



「第二次丸亀市総合計画後期基本計画」より

丸亀市年齢別人口の構成比予測

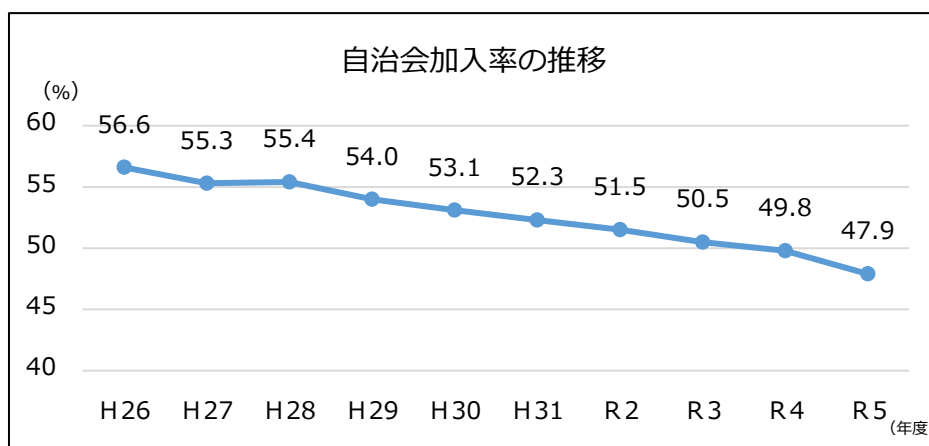


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」より作成

2. コミュニティの状況

本市では、安全で安心に暮らせるまちづくりを進めるために、おおむね小学校区を単位として、地域に暮らすすべての住民と、自治会を中心とした地域の各種団体を包括するコミュニティ組織が形成されており、防災・防犯・福祉などの様々な分野で地域の特色を活かしたまちづくりが行われています。

自治会はコミュニティの中心的役割を担う団体ですが、個人の生活様式の多様化などにより、加入率は低下し続けています。



丸亀市 HP 自治会加入状況より ※各データは4月1日現在

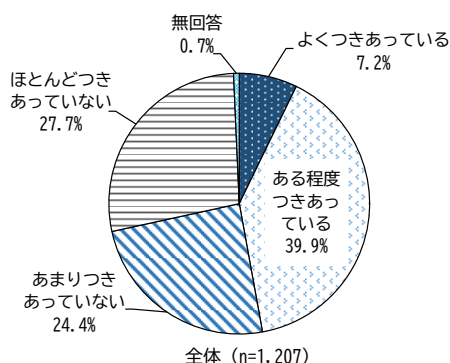
○丸亀市協働のまちづくりに関する市民アンケート調査結果（抜粋）

調査期間 令和5年5月10日～令和5年5月31日

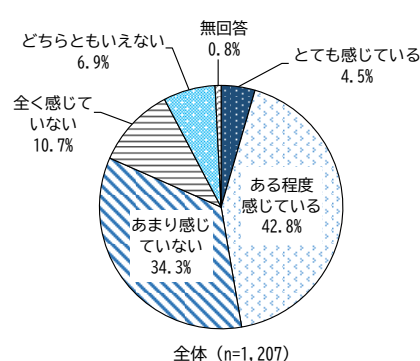
調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人

回収結果 回収数 1,207票、回収率 40.2%

【問：近所づきあいの程度】

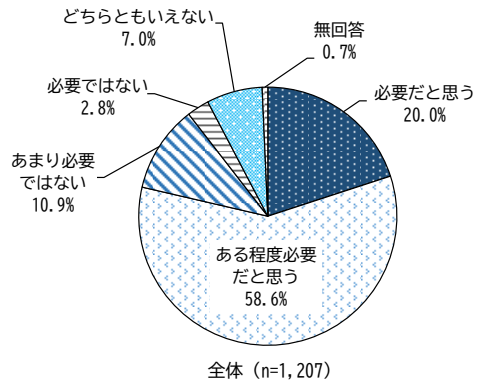


【問：住民同士の交流・助け合いがあると感じているか】

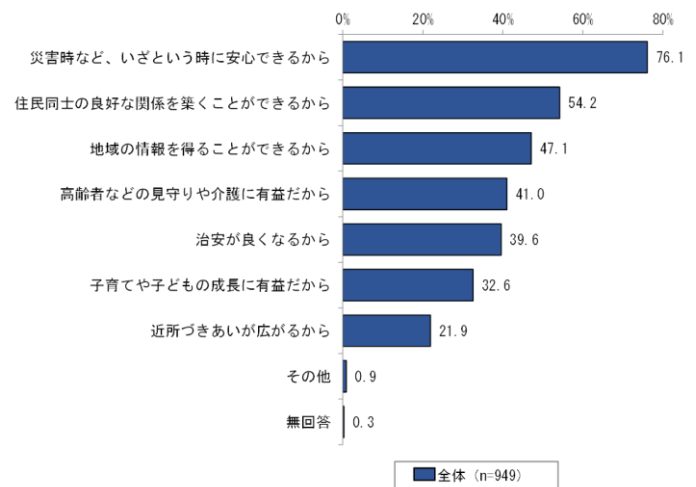


近所づきあいについて、「よくつきあっている」と「ある程度つきあっている」の合計は47.1%、住民同士の交流・助け合いがあると感じているかについては、「とても感じている」と「ある程度感じている」の合計が47.3%と、いずれも半数程度の割合となっています。

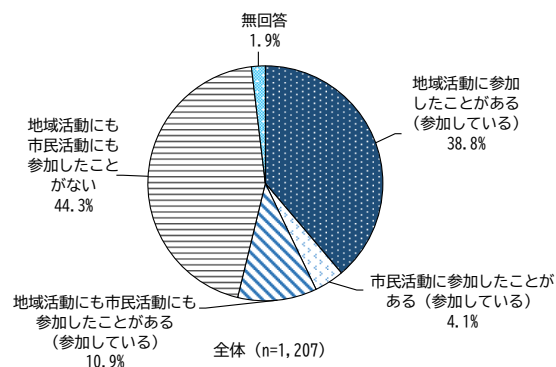
【問：住民同士の交流・助け合いが必要だと思うか】



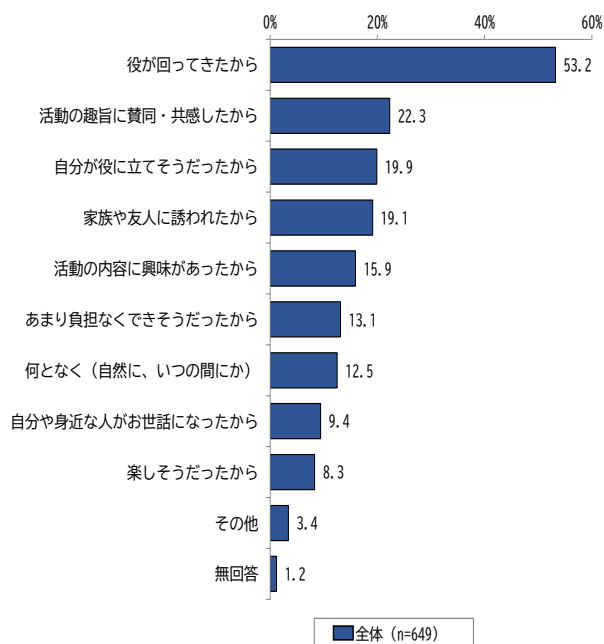
【問：住民同士の交流・助け合いが必要だと思う理由】



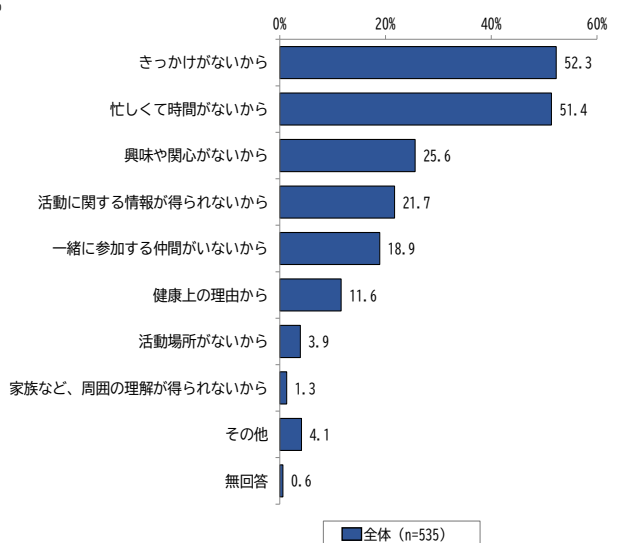
【問：地域活動・市民活動に参加したことがあるか】



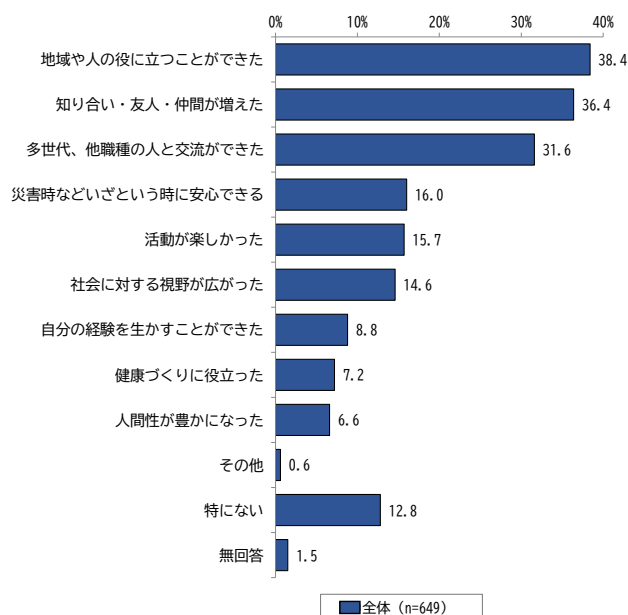
【問：地域活動・市民活動に参加した理由】



【問：地域活動・市民活動に参加したことがない理由】



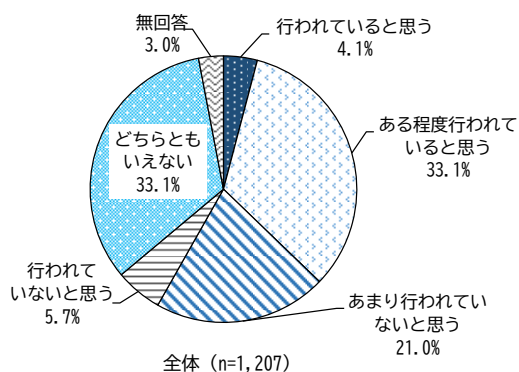
【問：地域活動・市民活動に参加して良かったこと】



「災害時など、いざという時に安心できるから」という理由などから、日常生活において住民同士の交流や助け合いの必要性を感じている方は78.6%と多いものの、実際に地域活動や市民活動に参加したことがある方は全体の約半数となっています。

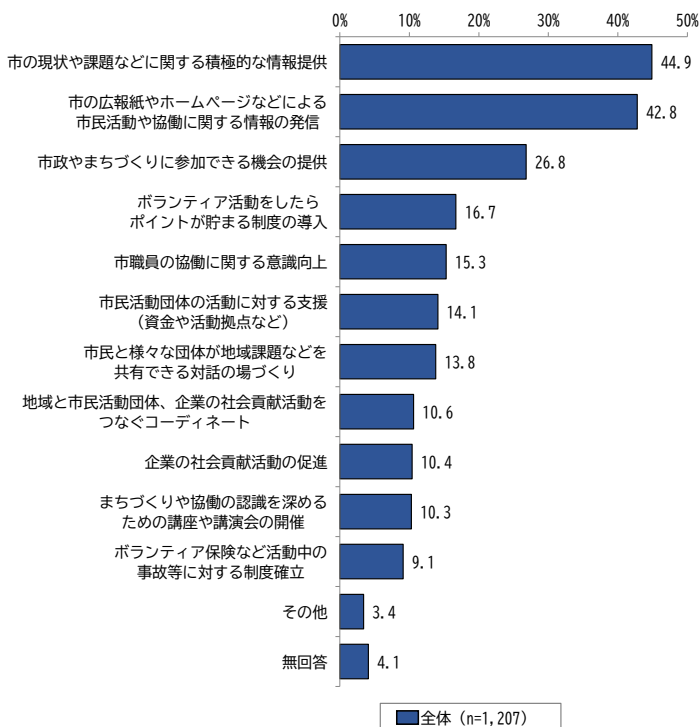
参加した理由については「役が回ってきたから」が最も高い割合で、自発的な理由を大きく上回っていますが、参加して良かったことについては「地域や人の役に立つことができた」など、様々な点が挙げられており、参加経験者の体験談を周知していくことも、地域活動・市民活動を促す方法の一つと考えられます。

【問：協働のまちづくりが行われていると思うか】



協働のまちづくりを推進していくうえで有効だと思う取り組みは「市の現状や課題などに関する積極的な情報提供」や「広報紙やホームページなどによる市民活動や協働に関する情報の発信」が高いという結果でした。

【問：協働のまちづくりを推進していくうえで有効だと思う取り組み】

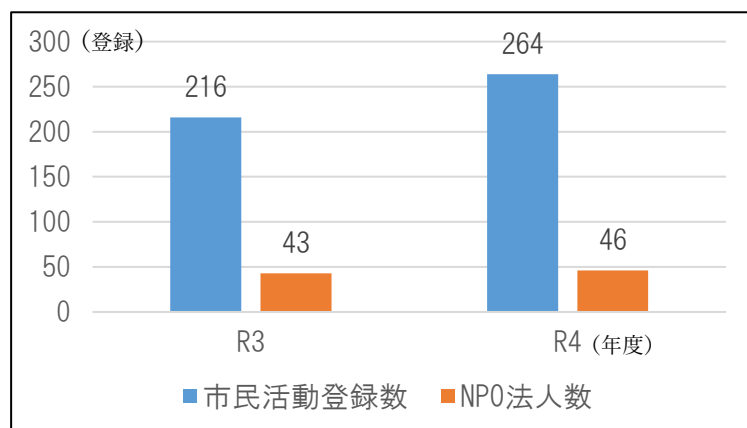


3. 市民活動団体の状況

本市では、公益的な活動の活性化を目的に、個人や市民活動団体の市民活動登録制度を設けています。マルタスという活動拠点ができたことで、市民活動に興味を持ち、地域課題に対する取り組みに参加する方が増えています。

市民活動登録の年度更新時には、公益的な活動であることの再確認や課題解決に向けた取り組みの振り返り、次年度の活動計画などの確認を行っています。

個人で活動を始めた方が、活動の中で仲間とつながり、団体へと成長していくケースも見られます。



※市民活動登録は、市内・市外・個人・団体を含みます。

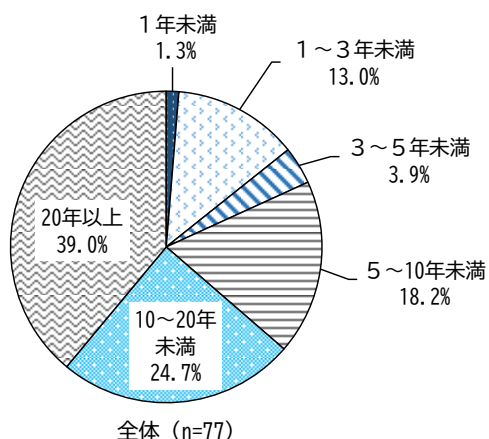
〇丸亀市協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査結果（抜粋）

調査期間 令和5年5月10日～令和5年5月31日

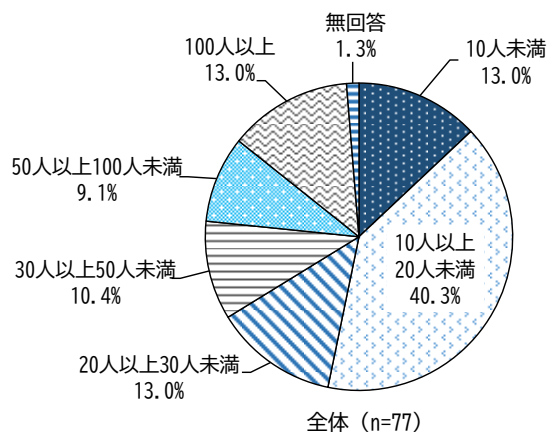
調査対象 マルタスに登録している市内に事務所を有する市民活動団体、社会福祉協議会が把握している市内のボランティア団体 計147団体

回収結果 回収数 77票、回収率 52.4%

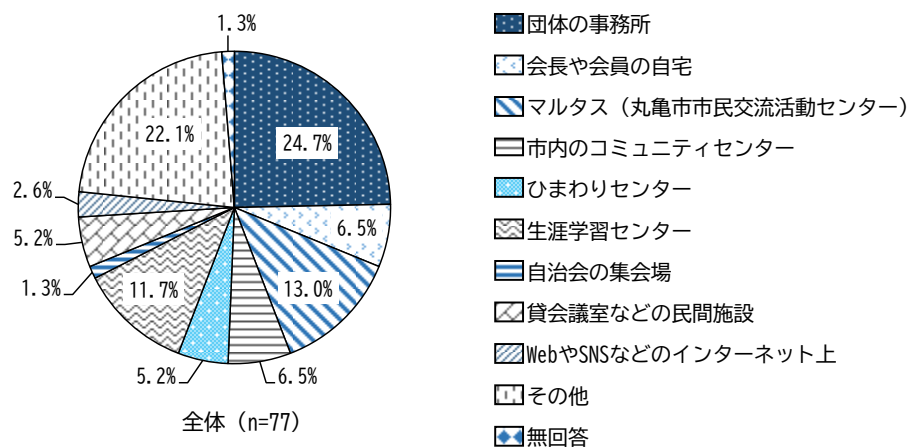
【問:活動年数】



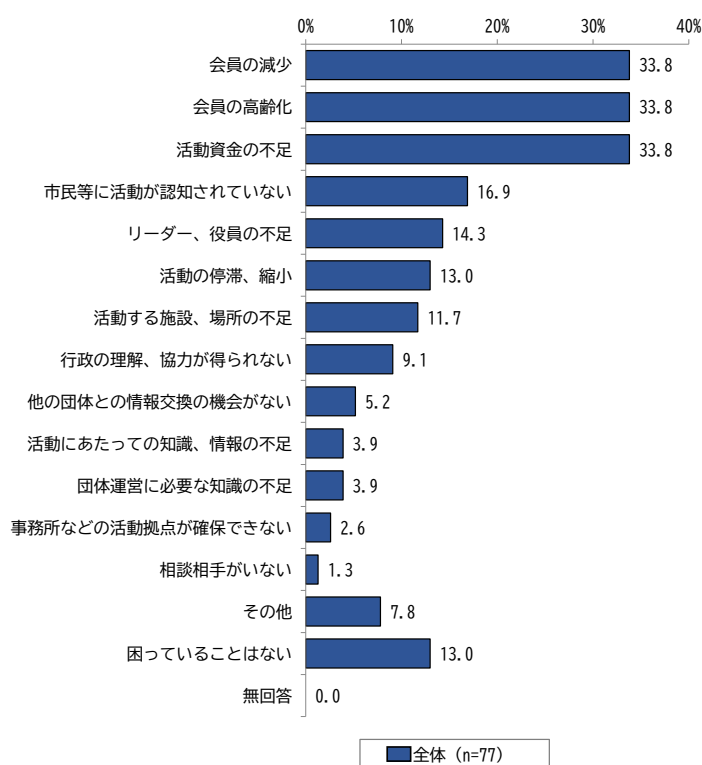
【問:構成人数】



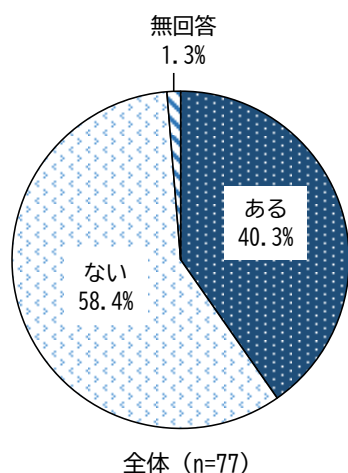
【問:主に活動する施設や場所】



【問:活動する中で困っていること】



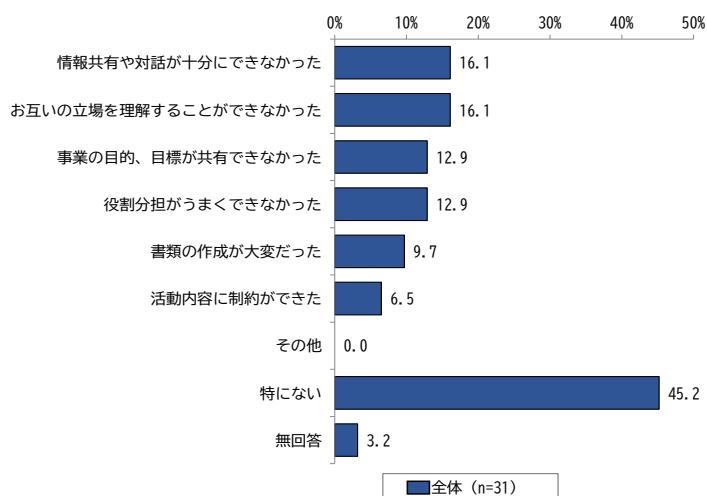
【問：市と協働して事業を行ったことがあるか】



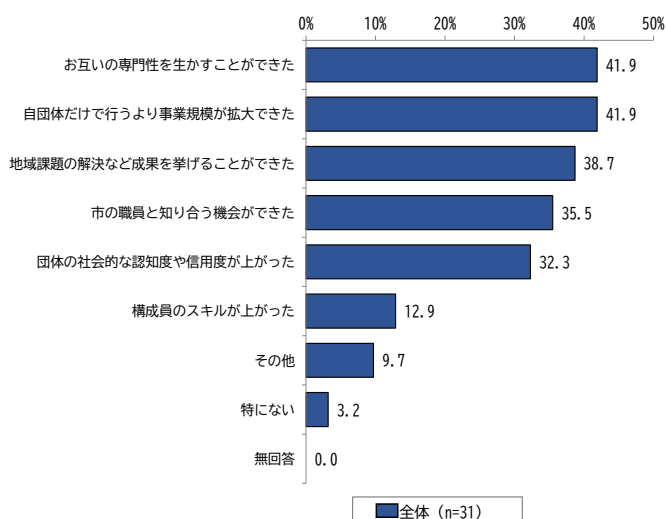
市と協働して課題に感じた点は「特にない」が45.2%と最も高くなっていますが、コミュニケーション不足が要因と考えられる課題も挙げられています。

また、市民活動保険制度については、導入することによって市民活動にとって良い影響があると思う意見が多くなっています。

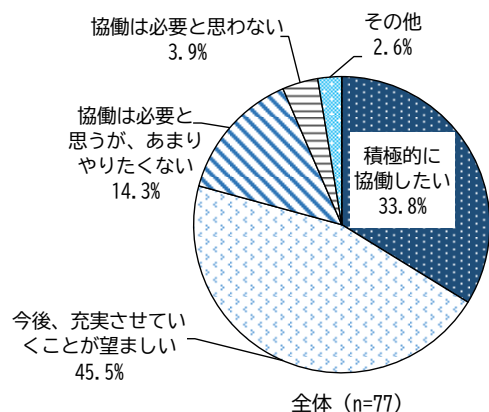
【問：市と協働して課題に感じた点】



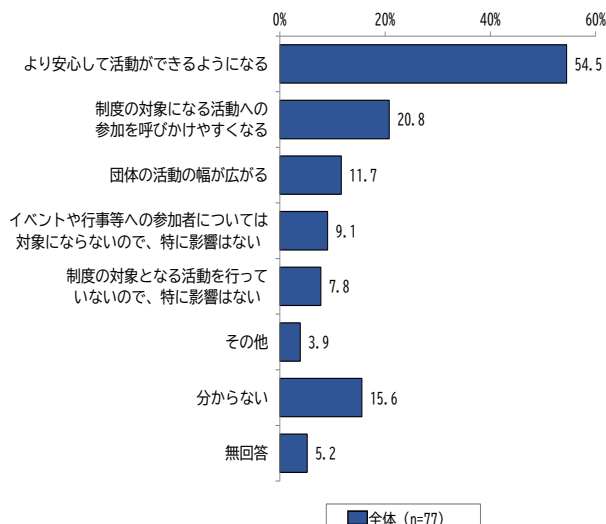
【問：市と協働して良かった点】



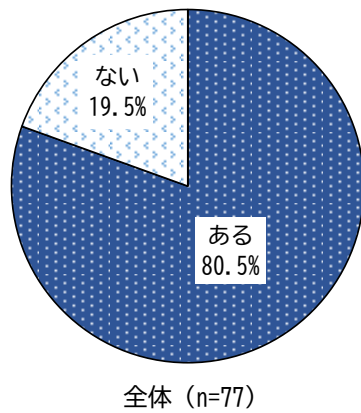
【問：市との協働についての考え】



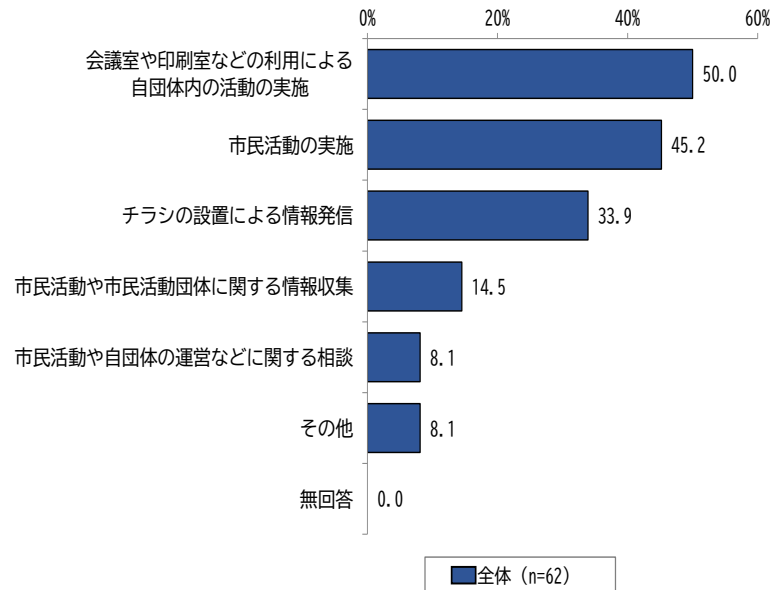
【問：市が市民活動保険制度に加入した場合の影響】



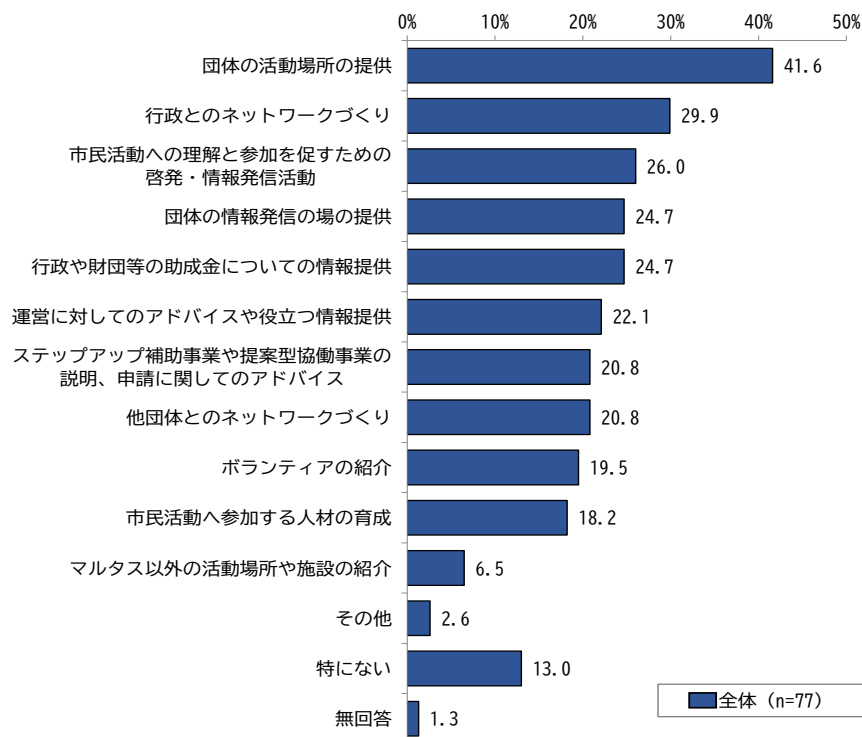
【問: マルタスを利用したことがあるか】



【問: マルタスの利用目的】



【問: マルタスに対して今後望む支援】



アンケートの自由記述での意見

- ・これから様々なことで、早くから情報発信をしてもらいたい。
- ・行政と団体とで密なコミュニケーションが取れる環境や関係づくりが必要ではないかと思います。

4. 事業者の状況

市内には4,623事業所（総務省統計局「令和3年経済センサス」より）があります。近年では、CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方が浸透しており、コミュニティ活動への参加、環境への配慮など事業者が市民として果たすべき責任が求められるようになっていきます。事業活動を通じて社会的な課題を解決する事業者の社会貢献活動に期待が高まっています。

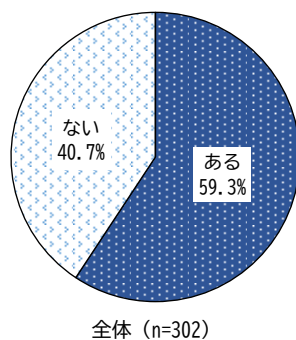
○丸亀市協働のまちづくりに関する事業者アンケート調査結果（抜粋）

調査期間 令和5年5月10日～令和5年5月31日

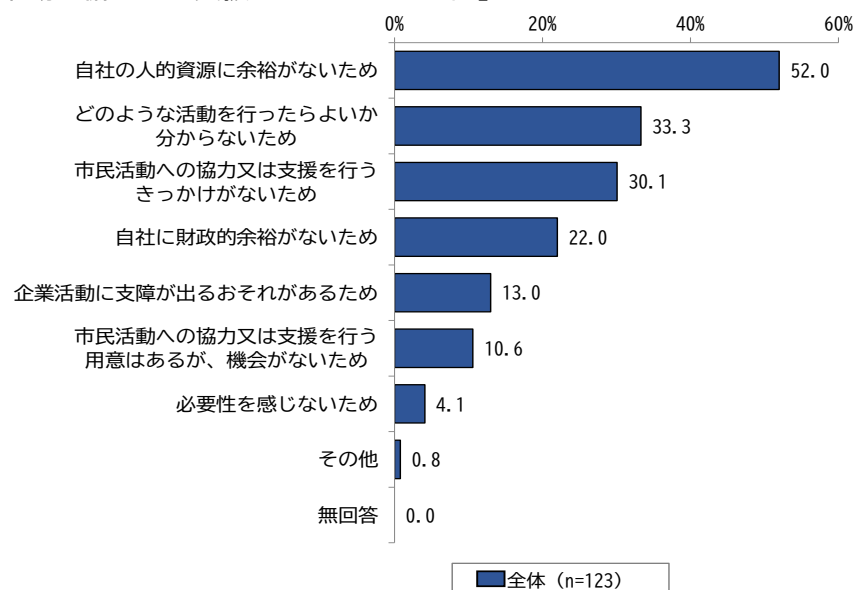
調査対象 丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会に登録している事業者のうち5人以上の従業員がいる市内の事業者 計657社

回収結果 回収数 302票、回収率 46.0%

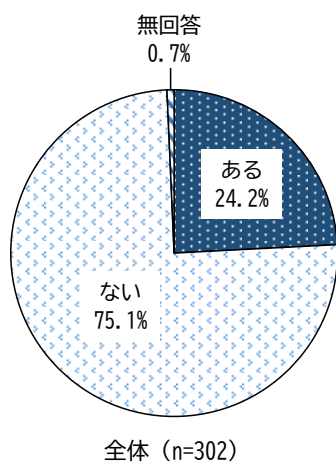
【問：これまでに市民活動に協力又は支援したことがあるか】



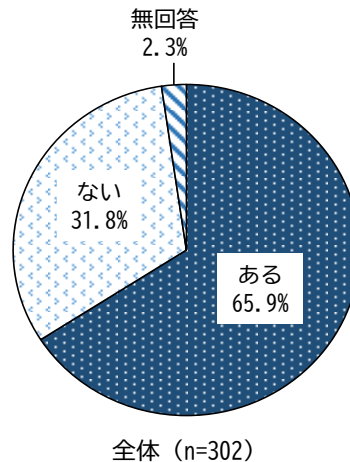
【問：市民活動に協力又は支援したことがない理由】



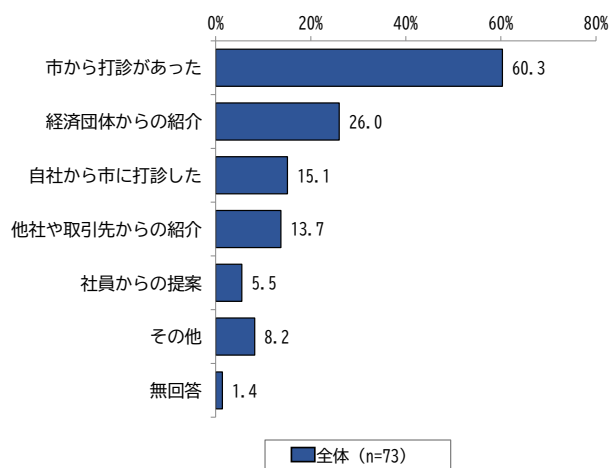
【問：市と協働したことがあるか】



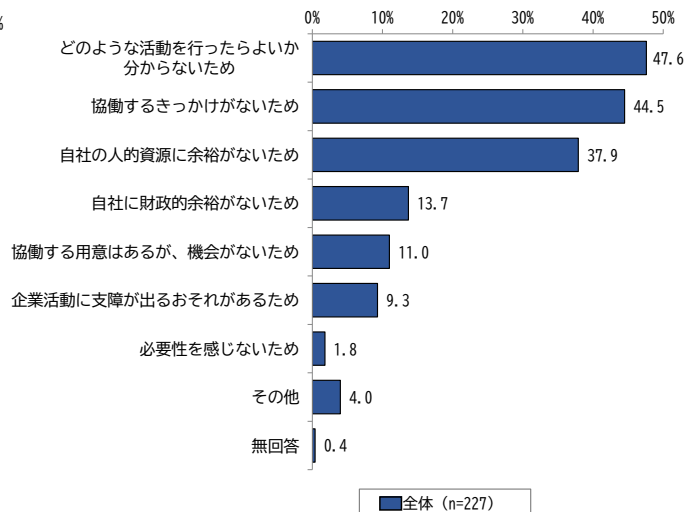
【問：市との協働に関心があるか】



【問：市と協働したきっかけ】



【問：協働していない理由】



アンケートの自由記述での意見

- ・市ができること、できないことの周知や理解、そして今何が必要かが広く理解されるようになることを望みます。
- ・業者と業者をマッチングするようなコンサルタントをする人を設けてはいかがでしょうか。
- ・地域発展のお手伝いは積極的に考えている。
- ・将来を見据えた事業を期待します。普通のボランティア活動に留まっているのでは意味がありません。市と事業所がwin-winの立場でないといけなと思います。

5. 市の状況

○協働推進員と地域担当職員

協働によるまちづくりを推進するため、本市では各課に協働推進員を配置し、協働についての理解と協働事業の実現に向けて取り組んでいます。また、地域に密着した活動を展開するため、地域担当職員制度を導入しており、各コミュニティとの情報交換や活動をサポートすることで、より良い関係を築き、横断的な地域政策の推進に努めています。

協働推進員や地域担当職員に対しては、協働や地域活動・市民活動への理解を深める研修や地域づくりに関する講演会などを実施し、職員の意識醸成に努めています。



協働推進員・地域担当職員等を対象とした研修会の様子

○提案型協働事業

市民活動団体等との協働を推進し、質の高い公共サービスを提供するため、平成 17 年度(2005 年度)より「提案型協働事業」を実施しています。事業のテーマについては、市民生活における課題やニーズを団体が考え市に提案する「団体提案型」と、市から示した課題テーマに対する施策を団体が提案する「市提案型」の 2 種類があります。

令和 3 年度(2021 年度)からは、事業終了後にマルタスで報告会を開催しており、事業における役割分担や目標達成に向けて苦労した点や改善点など、過程を含めた振り返りを行うとともに提案型協働事業の成果を報告しています。



提案型協働事業報告会の様子

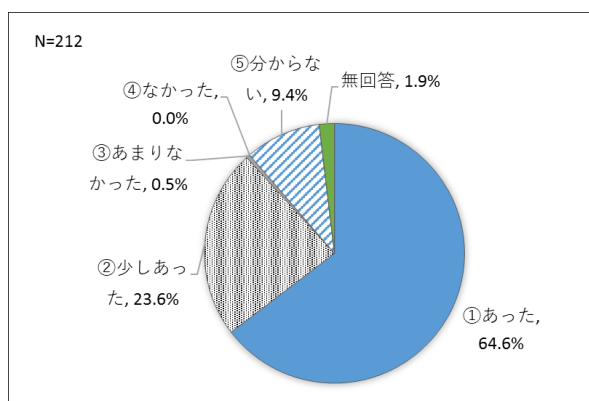
○丸亀市協働のまちづくりに関する職員アンケート調査結果（抜粋）

調査期間 令和5年1月4日～令和5年1月18日

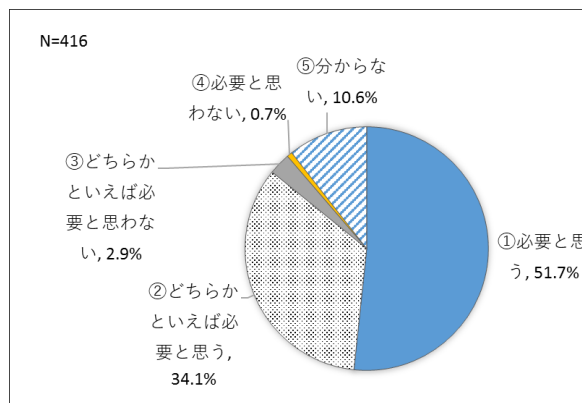
調査対象 丸亀市役所正規職員 980人

回収結果 回収数 416票、回収率 42.4%

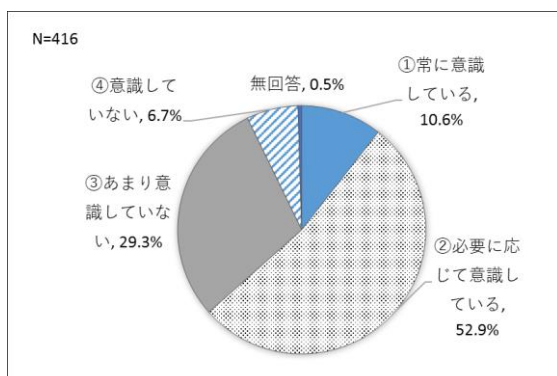
【問：市民活動団体等とかかわったことで効果・成果があったか】



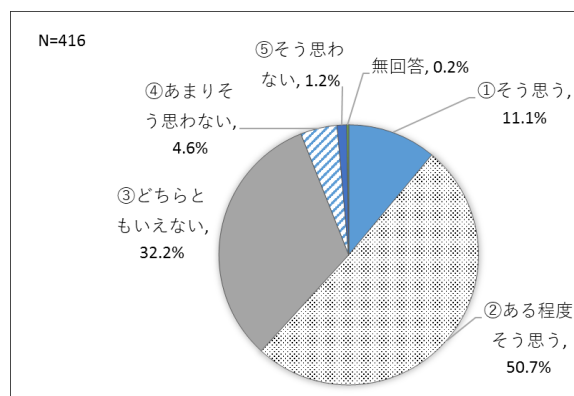
【問：本市の施策や事業を推進していくうえで市民等との協働についてどう思うか】



【問：協働の推進をどの程度意識して業務を行っているか】



【問：相手が受け取りやすい情報発信をしているか】



アンケートの自由記述での意見

- ・まずは各課の風通しをよくし、庁内連携しながら事業に取り組むことが必要。
- ・職員が協働についてきちんと理解したうえで、実践することが必要。
- ・職員が市民活動や地域活動にもっとかわかり、活動団体や様々な職種の人と対話・交流することが必要。
- ・民間企業との連携・協働を推進することも必要。
- ・マルタスが協働の場の核となるような運営を期待している。

6. マルタスの状況

令和3年（2021年）3月に、市役所との複合施設として市民交流活動センターマルタスが開館しました。市民及び市民活動団体と、その他多様なまちづくりの主体の交流を推進し、市民活動への参画意欲の醸成と協働の更なる発展に向けた取り組みを行っています。

マルタスでは、多種多様な市民活動や活動に関する展示の実施、活動者向けのセミナーなどの開催のほか、市民活動やNPO法人などの運営に関する相談も受け付けています。



マルタスの取り組み

- ①情報発信事業
- ②市民活動支援事業
- ③子どもを中心とする多世代交流事業
- ④学習環境充実事業
- ⑤書棚や空きスペースを利用した交流事業
- ⑥貸館事業

「協働のまちづくりに関するアンケート」から見るマルタスに期待されていること

○市民アンケートより

- 1 •何気なく立ち寄ることができる場
- 2 •イベントの実施
- 3 •市民活動や市民活動団体に関する情報発信

○事業者アンケートより

- 1 •市民活動に関する情報提供
- 2 •市との協働に関する情報提供

○市民活動団体アンケートより

- 1 •団体の活動場所の提供
- 2 •行政とのネットワークづくり
- 3 •市民活動への理解と参加を促すための啓発・情報発信活動

7. 計画策定に向けたまちづくりワークショップ「丸亀まちづくりラボ」

計画策定に向けて、協働推進のために必要な取り組みについて参考となるご意見をいただくと同時に、参加者の協働に対する知識を深めつつ、協働が進んだ社会をそれぞれの立場からイメージしていただく機会とするため、「丸亀まちづくりラボ」を開催しました。

※ワークショップの様子は丸亀市のホームページに掲載しています。

- 参加者：市民・コミュニティ関係者、市民活動者、事業所にお勤めの方
市職員（協働推進員）、マルタス職員
- 対 象：原則、全4回に参加できる方

第1回 令和5年7月8日（土）参加人数 31名

テーマ 協働について考える

市から、「丸亀まちづくりラボ」の目的、協働に関するこれまでの丸亀市の取り組み、丸亀市の現状と将来予測について説明しました。また、「なぜ協働によるまちづくりが必要なのか」をテーマとしたミニ講義では、協働の意味や協働が注目されるようになった背景、協働の原則などについて学び、第2回以降に向けて、まずは共通認識を持つためのインプットの会となりました。

第2回 令和5年7月22日（土）参加人数 33名

テーマ 目指す姿を考えよう 協働の魅力

過去に協働事業を行った市民活動団体と市職員から、事業の概要のほか、「協働して良かったこと」や「協働するうえで大切にしたこと」などを聞き、その後のワークショップでは、具体的な地域課題について協働で解決ができないかを話し合いました。参加者からは「協働の担い手は以外と多いことが分かった」や「困っていることを一緒に考えると選択肢が増える」といった感想がありました。



第3回 令和5年8月5日(土) 参加人数 28名

テーマ 目指す姿を考えよう 協働が生まれるために必要なこと

協働推進条例に書かれている理念や目的、それぞれの主体の役割などを確認し、その後のワークショップでは、新しい計画に反映させたい、協働が生まれるための取り組みや、その取り組みに必要な要素や仕組みについてご意見をいただきました。みなさんから出た意見の要旨をまとめたものが下記になります。

I 情報発信

- ☐HP・広報紙・SNS等で情報発信
- ☐相手に届く情報発信
- ☐市民活動や協働の情報発信・啓発
- ☐コミュニティの情報発信・共有
- ☐研修や活動拠点の情報発信

II 活動基盤の充実

- ☐マルタスやコミュニティセンターの魅力発信
- ☐地域の活動場所の充実・開拓
- ☐交流・活動の場の提供
- ☐専門の相談窓口・コーディネーター
- ☐市民活動団体の紹介

III 相互交流・人材育成

- ☐交流の機会の提供・充実
 - ・様々な世代や立場の人との交流
 - ・人と地域のつながりづくり
 - ・地域づくりへの参加と声かけ
 - ・活動に対する思いや地域のニーズを知る
 - ・信頼でつながる人づくり
 - ・相互理解
- ☐研修の実施
 - ・研修内容の充実
 - ・研修内容の発信・共有
- ☐若い世代の育成
- ☐協働事業実施のための支援
 - ・協働事業の推進
 - ・担い手の育成
 - ・ルール化

第4回 令和5年8月19日(土) 参加人数 28名

テーマ 目指す姿をカタチに

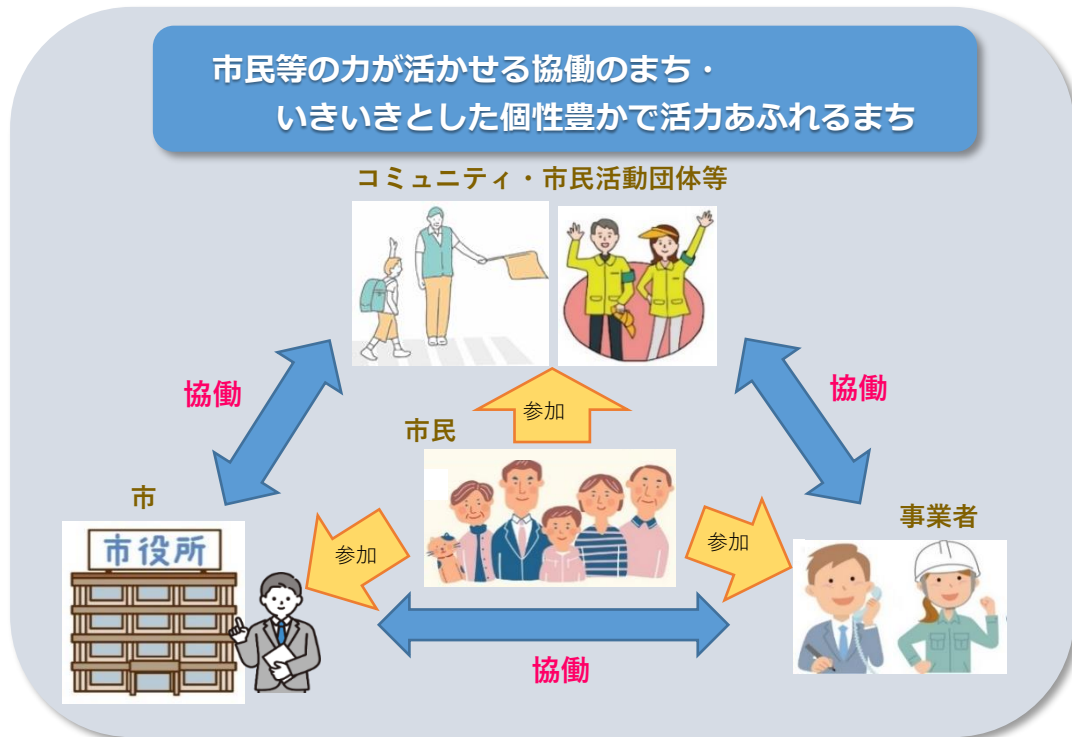
参加者が個々に感じている「解決したい身近な問題」について、協働による解決策を考えました。例えば「外国人の文化の違いによる課題」については、「外国人を支援するNPO団体と市とマルタスが連携して、マルタスでそれぞれの文化を学ぶ講座を開く」などの解決策がありました。すぐに実行に移せるものばかりとは限りませんが、多様な主体と協働する姿をイメージしていただけたようです。



第4章 協働の基本的な考え方

1. 基本理念

人と人とのふれあいを大切にしながら、「自分たちの暮らすまち自分たちの責任で」との思いを市民一人ひとりが認識し、さらに暮らしやすいまちにするために、自主的で自立した多様な主体が、対等な立場で、また良きパートナーとして、ともにまちづくりに取り組みます。



2. 協働の推進に係る基本方針

市民等及び市がより良いパートナーシップのもとに協働事業を行うに当たり、大切な3つの原則を下記のとおりとします。

(1) 自主性及び自発性の尊重

協働を進めるに当たっては、一方に依存したり、互いの自立性を脅かしたりすることのないよう、お互いの自主性を尊重し、それぞれの力を発揮し合うことが重要です。

(2) 情報の共有と連携

公正・透明性のもと積極的に情報を公開し、取り組む目的や目標について十分に協議したうえで共有し、協力し合うこと。

(3) 相互信頼のもとの対等な関係

各々の役割と責任を自覚し、相互信頼のもと対等なパートナーとして認め合うこと。

3. 協働を推進するための役割

協働を推進するために、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

市民は、自分たちの暮らす地域社会に関心を持ち、市民活動に関する理解を深めるとともに、自発的な参加により、その活動の促進に努める。

(2) コミュニティの役割

コミュニティは、自治の精神に基づき自立した主体として、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、地域の課題解決やまちづくりに、自発的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。コミュニティは、必要に応じコミュニティ相互の連携を図り、又は協力し、住民自治の向上に努める。

(3) 市民活動団体の役割

市民活動団体は、市民活動の社会的意義を自覚し、積極的に市民活動を行うように努めるものとする。市民活動団体は、自らが行う市民活動の内容について広く情報を発信するとともに、団体相互の連携を図り、当該活動に対する市民の理解と参加の促進に努める。

(4) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、また専門性を有する組織として、市民活動に協力し、又は支援し、市民活動の促進に努める。

(5) 市の責務

市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し適切に対応し、情報を積極的に提供しなければならない。

4. 協働の範囲

公益活動の中にも市民や行政がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いの活動領域が重なり連携して行う活動があります。本計画では、後者のような活動の範囲を協働の範囲としています。そして、社会貢献活動に関心を持つ事業者も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

協働の範囲				
A：市民主体	B：市民主導	C：双方同等	D：行政主導	E：行政主体
市民が自主的・自発的に行う領域	市民主体の活動で行政の協力によって行う領域	市民と行政が連携・協力し行う領域	行政主体の活動で、市民の協力によって行う領域	行政が自らの責任のもとに行う領域
お祭りやイベントなど 地域の行事 清掃活動 等	補助金活用事業 後援 等	共催 実行委員会 等	委託 指定管理 等	各種公共事業、許認可、行政処分 等

5. 協働のプロセス

協働を実施するまでに、課題や共通の目的・目標を十分に話し合い、お互いを理解し合うことが大切です。情報を共有し、それぞれの得意分野を活かしながら、より効果が期待できる取り組みを進めましょう。



第5章 基本施策

基本理念 市民等の力が活かせる協働のまち・

いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち

施策の体系

施策の柱	施 策
施策の柱Ⅰ 協働の意識醸成と担い手の育成	1 情報の発信・共有
	2 対話の場づくり
	3 担い手の育成・支援
	4 市職員の意識醸成とマルタスの活用促進
施策の柱Ⅱ 地域活動・市民活動に対する支援 の充実	1 地域活動への支援の充実
	2 市民活動への支援の充実
	3 団体間の連携の促進
施策の柱Ⅲ 多様な主体による協働の推進	1 事業者の地域活動・市民活動や連携の促進
	2 若い世代の地域活動・市民活動への参加促進



主な取組内容
・ 広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体による相手に伝わる情報発信 ・ 情報を整理し、誰もが情報を入手しやすい環境を整備
・ 誰もが気軽に参加でき、地域活性化のための情報や意見を交換できる「対話の場」を設置 ・ 対話が円滑に進むよう支援するファシリテーターの育成
・ 協働の考えを整理したマニュアルの作成と活用 ・ まちづくりや地域課題への興味関心を促す講演会などの開催
・ 協働を積極的に推進するため、協働の実践に結びつく研修を実施 ・ 情報や協働事例について市職員とマルタスとの共有を促進
・ 防災拠点や地域活動拠点としてコミュニティセンターの整備を実施 ・ コミュニティの運営や事業に対する財政支援や情報共有を実施
・ 活動の悩みや課題を相談できる体制の強化 ・ 市民活動保険制度の導入
・ 説明会や報告会の開催による提案型協働事業の推進 ・ 中間支援機能の充実
・ 連携協定による取り組みの情報発信 ・ 市政への参画推進とネットワーク体制の強化
・ 若い世代が気軽に参加できるイベントの開催 ・ 若い世代の地域交流と地域活動の促進

第6章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 協働の意識醸成と担い手の育成

課 題

協働のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりがまちの構成員であることを自覚し「自分たちのまちは、自分たちで支えていこう」という意識を持つことが大切です。そしてそれぞれができることに取り組み、お互いに支え合い、補い合って身の回りの課題を解決することが必要です。

より多くの市民等が、市政やまちづくりの目標・課題を共有しながらその活動に参加し、協働の新たな担い手が生まれるきっかけとするため、情報発信や対話を通じたつながりづくりを進めます。

施策の方向性

1 情報の発信・共有

まちづくりや地域の現状・課題などに、より多くの市民等に関心を持っていただけるよう、多様な媒体・手法を活用しながら市民等の視点に立ち、市政情報を分かりやすく発信します。

2 対話の場づくり

様々な立場や世代の人が気軽に参加し、地域の課題や活性化について情報交換できる場の提供を行います。

3 担い手の育成・支援

新たな市民活動や協働の創出に向けて、それぞれの重要性や理解が深まるように講座等を開設します。また、様々な担い手をつなぐコーディネーターの育成を行います。

4 市職員の意識醸成とマルタスの活用促進

市職員の地域活動・市民活動や協働の必要性に対する理解を深め、市民等が市へ協働の提案や相談などをしやすい環境づくりを進めます。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
1	協働のまちづくりが行われていると思う市民の割合（※1）	37.2%	45.0%
2	地域活動・市民活動に参加したことがある市民の割合（※2）	53.8%	60.0%

※協働のまちづくりに関する市民アンケート調査より

※1：「あなたは、丸亀市において「協働のまちづくり」が行われていると思いますか」との問いに対して「行われていると思う」「ある程度行われていると思う」と回答した人の割合の合計

※2：「あなたは、地域活動・市民活動に参加したことがありますか」との問いに対して、「地域活動に参加したことがある」「市民活動に参加したことがある」「地域活動にも市民活動にも参加したことがある」と回答した人の割合の合計

主な取組内容

1 情報の発信・共有

【 】は主担当課

- ・協働によるまちづくりにつながるよう、広報紙やホームページ、SNS、動画など多様な媒体・手法により、市民にとってどのような情報が必要かを精査した内容について、相手に分かりやすく自分事として受け取ってもらえるような情報発信を行います。【秘書課・地域づくり課】
- ・地域活動や市民活動、協働に関する情報を整理し一元的に発信するなど、誰もが情報を入手しやすい環境を整えます。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	市職員の広報力強化に向けた研修会を年 2 回以上開催する。	秘書課
2	「協働」や「市民活動」等に関する記事を、「広報まるがめ」に毎年度 1 回以上掲載する。	地域づくり課
3	マルタスホームページへの年間アクセス数について、16 万アクセスを維持する。	地域づくり課 (マルタス)

2 対話の場づくり

- ・誰もが気軽に参加でき、市の施策や地域課題のほか、地域活性化のための情報や意見を交換できる「対話の場」を設けます。【地域づくり課】
- ・対話が円滑に進むよう支援するファシリテーターの育成のため、講座等を開催します。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	「対話の場」を毎年度 1 回以上設ける。	地域づくり課 (マルタス)



3 担い手の育成・支援

- ・協働の意味や必要性、共通の目標設定や役割分担を行うといった、協働に必要な要素などをより多くの主体が共有できるよう、協働の考え方を整理したマニュアルを作成し、活用します。【地域づくり課】
- ・マルタスを中心に、参加者が参加しやすい場所や時間帯、オンラインなどの手法について考慮しながらまちづくりや地域課題への興味関心を促す講演会や研修会などを実施します。【地域づくり課】
- ・担い手同士をつなぎ、協働の輪を広げるコーディネーターの育成のため、講座等を開催します。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	講演会や研修会等を、毎年度 3 回以上開催する。	地域づくり課 (マルタス)
2	マルタスで市民活動を、年間 600 回以上開催する。	地域づくり課 (マルタス)

4 市職員の意識醸成とマルタスの活用促進

- ・市職員の協働に対する意識を高めるため、協働に関する情報について、全庁的に発信します。【地域づくり課】
- ・市に登録している市民活動団体の情報や、協働事例について市職員とマルタスとの共有を促進します。【地域づくり課】
- ・市民等との協働に関する理解を深め、協働を積極的に推進するため、対話型や体験型を含め、協働の実践に結びつく研修を実施します。【地域づくり課】
- ・協働推進員と地域担当職員との情報共有の場を設け、庁内における地域課題の把握と共有に努めます。【地域づくり課】
- ・地域活動や市民活動に参加している市職員の体験談の紹介などにより、市職員の地域活動・市民活動への参加を促進します。【地域づくり課】

No.	数値目標等	担当課
1	市職員向けの情報発信を、毎年度 4 回以上行う。	地域づくり課
2	協働推進員と地域担当職員を対象とした職員研修を、毎年度 1 回以上行う。	地域づくり課

施策の柱Ⅱ 地域活動・市民活動に対する支援の充実

課 題

地域活動・市民活動に取り組む多様な人や団体が、継続して活動を展開していくためには、取り組みや運営に対するサポートや財政支援、活動拠点となる施設の整備などが必要です。

また、より多くの人に地域活動や市民活動への参加を促すため、活動内容を広く周知することと求められています。

さらに、地域課題の解決に向けた効果的な取り組みとなるよう、市と市民活動団体との協働のほか、団体間などの連携も必要です。

施策の方向性

1 地域活動への支援の充実

地域住民の連携意識の向上や、まちづくりへの参画意識の向上を目指し、環境整備や自主的な活動への支援を行います。

2 市民活動への支援の充実

マルタス機能の更なる充実のほか、市民活動団体の基盤強化へ向けた支援や制度の導入を行います。

3 団体間の連携の促進

提案型協働事業の周知や実績について情報発信を行うとともに、マルタスの中間支援機能の発揮により、団体間などの連携を促進します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
1	コミュニティセンター利用者数	(R4 年度) 233,161 人	(R9 年度) 290,000 人
2	市と協働して事業を行ったことがあると回答した市民活動団体の割合（※3）	40.3%	60.0%

※3：協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査より

「市と協働して事業を行ったことがありますか」との問いに対して、「ある」と回答した市民活動団体の割合

主な取組内容

1 地域活動への支援の充実

- ・防災拠点や地域活動拠点としてのコミュニティセンターがさらに使いやすい施設となるよう、整備を行います。【地域づくり課】
- ・コミュニティ事業に対する補助金の交付などの財政支援とともに、地域担当職員による運営支援（人的支援）を行います。【地域づくり課】
- ・コミュニティの優れた取り組みを表彰する「まちづくり大賞」を開催し、優秀な取り組みを発表するなど、コミュニティ活動の顕彰と情報共有を行います。【地域づくり課】
- ・コミュニティ活動や自治会活動などの地域活動の体験談や魅力について情報発信します。【地域づくり課】
- ・自治会加入推進員等による自治会加入につながる取り組みを行います。【地域づくり課】
- ・多様な学びや体験を通して、コミュニティ内の世代間交流を促進し、幅広い世代による地域活動の承継を促進します。【まなび文化課】
- ・各コミュニティに配置している地域担当職員による交流や活動を通じて、地域の情報や実態を把握し、市の横断的な地域政策の展開につなげます。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	「まちづくり大賞」の応募地区数について、毎年度 6 地区以上を目指す。	地域づくり課
2	自治会加入率について、毎年度 50.0%以上を目指す。	地域づくり課

2 市民活動への支援の充実

- ・市民や市民活動団体などの交流と協働を生み出す拠点施設として、マルタスの効果的な管理運営を行います。【地域づくり課】
- ・市民活動登録団体の活動内容などについて、積極的な情報発信を行います。【地域づくり課】
- ・団体の育成と、さらなる公益活動につなげるための補助金の交付や、助成金情報の提供などを行います。【地域づくり課】
- ・活動の悩みや課題を相談できる体制を強化します。【地域づくり課】
- ・より安心した活動が行えるよう「市民活動保険制度」を導入します。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	市民活動者に対するセミナーや講座を、毎年度 5 回以上実施する。	地域づくり課 (マルタス)
2	ステップアップ補助金の活用件数について、毎年度 5 件以上を目指す。	地域づくり課 (マルタス)
3	マルタスでの相談件数について、毎年度 500 件以上を目指す。	地域づくり課 (マルタス)

3 団体間の連携の促進

- ・イベントや交流会などを通じて、より多くの市民や団体などがつながる機会を設けます。【地域づくり課】
- ・市民活動団体と市との協働を促進するため、説明会や報告会の開催により、広く情報発信を行いながら、「提案型協働事業」を推進します。【地域づくり課】
- ・マルタスの中間支援機能を充実させ、多様な主体のコーディネートを行います。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	市民活動登録団体などを対象とした交流会を、毎月 1 回開催する。	地域づくり課 (マルタス)
2	提案型協働事業の応募件数の目標を、年間 3 件以上とする。	地域づくり課



施策の柱Ⅲ 多様な主体による協働の推進

課 題

多様化・複雑化する地域課題の解決や、地域の活性化には、様々な主体が参加・活動し、連携することで、それぞれが得意とする効果的なアプローチで取り組むことができ、より本格的な課題解決が可能となります。そのため、市民活動団体やコミュニティに加えて、事業者や若い世代（大学生・高校生・中学生世代）などの新たな担い手によるまちづくり活動の拡充が期待されています。

事業者については、CSR（企業の社会的責任）やSDGsの観点からも、まちづくりの担い手として様々な分野での活躍が期待されていることから、より多くの事業者の協力が得られるような取り組みが必要です。

大学生や高校生については、マルタスや学校のある地域を中心に、既に多くの市民活動や地域活動が行われていることから、今後もそれらの活動が継続・発展するよう支援します。またさらに中学生も加わって、若い世代ならではのアイデアとエネルギーを活かした活動が市内全域で行われるよう促進することが必要です。

施策の方向性

1 事業者の地域活動・市民活動や連携の促進

既に事業者が行っている社会貢献活動について広く周知するとともに、より多くの事業者が専門的な知識や事業者ならではの強みを活かせる場の創出に努めます。

2 若い世代の地域活動・市民活動への参加促進

マルタスを活用した、若い世代の市民活動を支援するとともに、これまで地域活動や市民活動に取り組んだことがない若い世代に対して、参加促進に向けた事業を推進します。

成果指標

No.	成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
1	市と協働して事業を行ったことがあると回答した事業者の割合（※4）	24.2%	30.0%
2	マルタスにおいて、学生が運営に関わって行う事業の件数	(R4 年度) 3 件	(R9 年度) 5 件

※4：協働のまちづくりに関する事業者アンケート調査より

「貴社は市と協働したことがありますか」との問いに対して、「ある」と回答した事業者の割合

主な取組内容

1 事業者の地域活動・市民活動や連携の促進

- ・産業、観光、子育て、環境、災害時など、幅広い分野で事業者と連携協定を締結し、市のホームページなどで取り組みの情報を発信します。【政策課】
- ・事業者の社会貢献活動やボランティア活動の情報を収集し、市のホームページなどで発信します。【地域づくり課】
- ・会議やワークショップなどに事業者の立場での参加を促進し、市政への参画推進と情報共有やネットワーク体制の強化に努めます。【政策課・地域づくり課】
- ・商工団体等と連携して、事業者に対して、市との協働を働きかけます。【地域づくり課】
- ・事業者による市民活動団体等への支援や協力につながるよう事業と市民活動団体とのマッチングを行います。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	事業者の社会貢献活動やボランティア活動について、市のホームページなどで毎年度 2 件以上紹介する。	地域づくり課 (マルタス)
2	事業者に対して、市との協働に関する働きかけを毎年度 1 回以上行う。	地域づくり課

2 若い世代の地域活動・市民活動への参加促進

- ・若い世代が興味を持って気軽に参加できるイベント等を開催します。【地域づくり課】
- ・社会福祉協議会が取り組んでいる学生のボランティア活動を支援・協力します。【地域づくり課】
- ・学校等と連携し、地域における若い世代と年配者との交流や、若い世代の地域活動を促進します。【まなび文化課】
- ・さらに多くの世代にまちづくり活動に関心を持っていただけるよう、若い世代の市民活動や地域活動について情報発信を行います。【地域づくり課】

No.	主な数値目標等	担当課
1	マルタスにおいて、若い世代を対象としたイベントを、毎年度 2 回以上開催する。	地域づくり課 (マルタス)
2	若い世代が主体的に取り組めるまちづくりに関する講座を、毎年度 1 回以上開催する。	地域づくり課 (マルタス)
3	若い世代の市民活動や地域活動について、市ホームページなどで毎年度 2 回以上紹介する。	地域づくり課 (マルタス)



第7章 進行管理

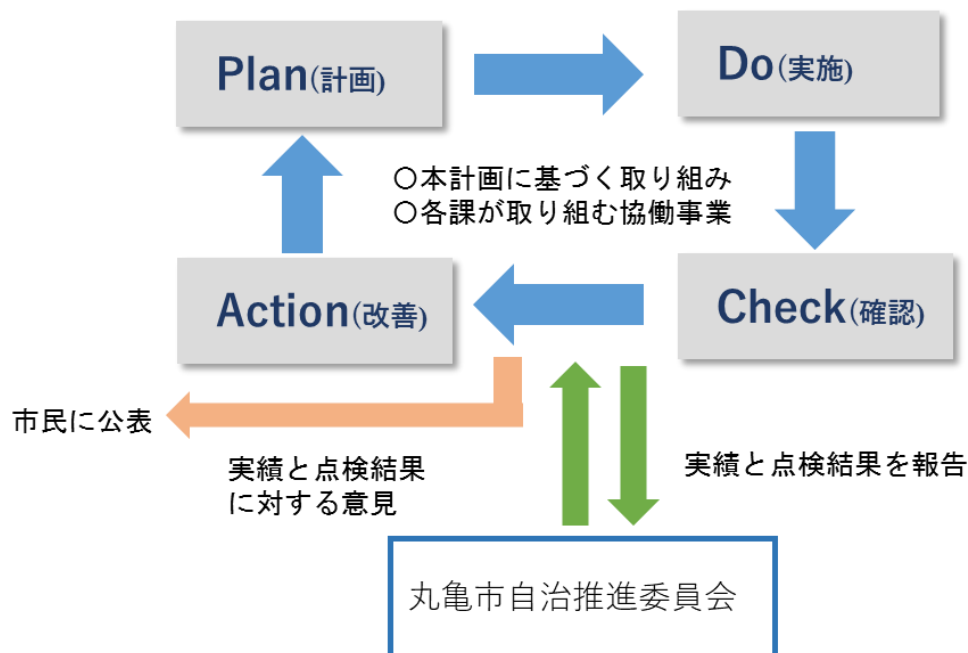
本計画の進行管理は毎年度、数値目標等および効果の可視化が難しい取り組み等について、担当課が進ちょく状況の点検を行います。

また、各課では既に多くの協働事業が行われているほか、新たな協働事業にも積極的に取り組むこととしています。それらの協働事業の実施についても、毎年度、各課が効果などについて点検を行います。

さらに、令和10年度には、市民・市民活動団体・事業者を対象とする協働のまちづくりに関するアンケートの実施などにより、施策の柱ごとに設定している成果指標の達成度を確認します。

地域づくり課では、本計画に基づく取り組みや各課が取り組む協働事業の進ちょく状況と点検結果などについて丸亀市自治推進委員会に報告を行い、いただいたご意見を担当課にフィードバックするとともに、市民等に公表します。

丸亀市自治推進委員会でいただいた意見を次年度に反映させることにより事業の効果を高めながら、協働のまちづくりを推進します。



資 料

- ・ 信賴で築く丸亀市さわやか協働推進条例
- ・ 計画策定の経緯
- ・ 諮問書（丸亀市自治推進委員会）
- ・ 答申書（丸亀市自治推進委員会）
- ・ 丸亀市自治推進委員会委員名簿

○信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

(平成 19 年 3 月 26 日条例第 6 号)

信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

(前文)

穏やかな瀬戸の海、綿々と広がる讃岐平野、なだらかに連なる山々。悠久の時に刻まれた香り高い歴史や文化。先人が守り育んできたこのまちは、私たち市民にとってかけがえのない財産です。

地方分権や少子高齢化の進展などによる社会環境の変化は、私たちの生活意識や価値観までも大きく変えようとしています。このようなときにこそ、人と人との触れ合いを大切にしながら、「自分たちの暮らすまちは自分たちの責任で」との思いを、市民一人ひとりが認識し、さらに暮らしやすいまちにするために、自分自身に何ができるかを問い直すことからまちづくりは始まります。

住みよい地域社会は、そこに暮らす人々の相互理解と信頼に基づいた連携と協力によって築かれるものであります。そして、それらを育みながら、地域の様々な課題に対して、市民、コミュニティ、市民団体、事業者、市が、各々の役割と責務を認識し、特性を活かし、多彩に活動を展開していくことがまちづくりには求められます。

自主的で自立した多様な主体が、対等な立場で、またよきパートナーとして、ともにまちづくりに取り組んでいくことを明確にすることにより、市民の力が活かせる協働のまち、いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち「丸亀」の実現を目指し、信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、丸亀市自治基本条例(平成 18 年条例第 5 号。以下「自治基本条例」という。)に基づき、市民活動及び協働の促進に関する基本事項を定めることにより、個性豊かで活力あふれるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、及び学ぶ者をいう。
- (2) コミュニティ 地域住民が、自分たちの暮らす地域をより良くしようと活動することによって生み出された、おおむね小学校区を単位として形成された組織をいう。
- (3) 市民団体 公益的活動を継続して行うことを主たる目的として、自発的に組織された団体をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、営利を目的とする事業を行うものを

いう。

- (5) 市民活動 市民、コミュニティ、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的、自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (6) 協働 市民等及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、特性を尊重し、補完し合いながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

(基本原則)

第 3 条 市民活動及び協働の促進に係る基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民活動を行うものの自主性及び自発性を尊重すること。
- (2) 公正・透明性のもと、相互に情報を提供し、共有し、及び連携を図ること。
- (3) 各々の役割と責任を自覚し、相互信頼のもと対等なパートナーとして、協力し合うこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自分たちの暮らす地域社会に関心を持ち、市民活動に関する理解を深めるとともに、自発的な参加により、その活動の促進に努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、自治の精神に基づき自立した主体として、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、地域の課題解決やまちづくりに、自発的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 コミュニティは、必要に応じコミュニティ相互の連携を図り、又は協力し、住民自治の向上に努めるものとする。

(市民団体の役割)

第 6 条 市民団体は、市民活動の社会的意義を自覚し、積極的に市民活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民団体は、自らが行う市民活動の内容について広く情報を発信するとともに、団体相互の連携を図り、当該活動に対する市民の理解と参加の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、地域社会の一員として、また専門性を有する組織として、市民活動に協力し、又は支援し、市民活動の促進に努めるものとする。

(市の責務)

第 8 条 市は、市民活動及び協働を促進するための計画を策定し、総合的施策を講じなければならない。

2 市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し、適切に対応しなければならない。

3 市は、市民活動及び協働に関する情報を積極的に提供しなければならない。

(市の施策)

第 9 条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。

(1) 市民等の市民活動に関する理解、活動への積極的な参加、協力のための普及啓発、学習機会の提供及び人材の育成に関すること。

(2) 市民活動の拠点その他市民活動に必要な体制の整備、充実に関すること。

(3) コミュニティ活動の活発な展開のための人材育成、活動拠点の充実に関すること。

(4) 市民等及び市との相互交流及び連携に関すること。

(5) その他市民活動及び協働の促進に関すること。

(市民活動の支援)

第 10 条 市は、市民活動について必要な支援に努めるものとする。

(参入機会の提供)

第 11 条 市は、市民活動を行う市民等に対し、委託その他の方法により、市が行う事業への参入機会を提供するよう努めるものとする。

(公表及び説明責任)

第 12 条 市は、第 10 条の規定に基づく支援及び前条の規定に基づき実施する事業については、実施過程においてその内容を公表しなければならない。

2 市及び前 2 条の規定により支援を受け、又は事業に参入した市民等は、事業実施後の評価等について、説明責任を果たさなければならない。

(意見等の提出)

第 13 条 市民等は、市民活動及び協働の促進に係る施策について、市に意見を提出し、又は提案することができる。

2 市は、前項に規定する意見の提出又は提案があったときは、その内容について調査し、検討し、及びその結果について公表するとともに、必要に応じて施策へ反映する等の措置を講じるものとする。

(自治推進委員会への諮問)

第 14 条 市長は、市民活動及び協働の促進に関し重要な事項については、自治基本条例
第 21 条第 1 項に規定する自治推進委員会に諮問しなければならない。

(見直しの原則)

第 15 条 市長は、この条例に定める条項が社会状況に適さないと認めたときは、見直し
等必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 次協働推進計画検討経緯

日 程	主な内容等
令和 4 年 9 月 8 日	庁議 ・第 2 次丸亀市協働推進計画の策定について
令和 4 年 10 月 7 日	第 1 回丸亀市自治推進委員会 ・第 2 次丸亀市協働推進計画の策定について
令和 4 年 12 月 13 日	市議会（都市環境委員会協議会） ・第 2 次丸亀市協働推進計画の策定について
令和 5 年 1 月	協働のまちづくりに関する職員アンケート（正規職員 980 人対象）
令和 5 年 2 月 21 日	第 2 回丸亀市自治推進委員会 ・第 2 次丸亀市協働推進計画策定について（諮問） ・協働のまちづくりに関するアンケート(案)について（市民・市民団体・事業者）
令和 5 年 5 月	協働のまちづくりに関する市民アンケート（市民 3,000 人対象） " 市民活動団体アンケート（市民活動団体 147 団体対象） " 事業者アンケート（事業者 657 社対象）
令和 5 年 7 月～8 月	まちづくりワークショップ 丸亀まちづくりラボ ・7 月 8 日、7 月 22 日、8 月 5 日、8 月 19 日 全 4 回 ・市民、コミュニティ関係者、市民活動者、事業所関係者、市職員、マルタス職員（のべ 120 名参加）
令和 5 年 8 月 22 日	第 1 回丸亀市自治推進委員会 ・協働のまちづくりアンケートについて(報告) ・まちづくりワークショップについて（報告）
令和 5 年 10 月 24 日	第 2 回丸亀市自治推進委員会 ・（仮称）第 2 次丸亀市協働推進計画（案）について
令和 5 年 11 月 21 日	第 3 回丸亀市自治推進委員会 ・第 2 次丸亀市協働推進計画（案）について
令和 5 年 12 月 11 日	市議会（都市環境委員会協議会） ・第 2 次丸亀市協働推進計画（案）について
令和 5 年 12 月 18 日	庁議 ・第 2 次丸亀市協働推進計画（案）について
令和 6 年 1 月 4 日～2 月 2 日	パブリックコメント
令和 6 年 2 月 19 日	第 4 回自治推進委員会 ・パブリックコメントについて ・第 2 次丸亀市協働推進計画答申（案）について
令和 6 年 3 月 7 日	丸亀市自治推進委員会より市長へ答申
令和 6 年 3 月 18 日	庁議 計画決定 ・パブリックコメントについて ・第 2 次丸亀市協働推進計画答申（案）について

令和5年2月21日

諮 問 書

丸亀市自治推進委員会 会長 様

丸亀市長 松永 恭二

丸亀市協働推進計画（仮称）の策定について（諮問）

信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例（平成19年条例第6号）第14条の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

諮問

本市においては「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」に基づき、平成26年4月に「丸亀市協働実行計画」を策定し、市民との協働推進に係る施策や事業を実施してまいりました。

中でも、協働の担い手である市民や市民活動団体が相互に情報交換・共有できる活動拠点として、令和3年3月に「市民交流活動センター」を開館し、活動基盤が整ったことにより、本市の協働のまちづくりは新たな局面に入ったといえます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化や、人々の価値観、ライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への対応など、本市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

また、丸亀市協働実行計画策定時の市民アンケート実施から9年以上が経過するなど、市民の意識も変化していることが予想されるため、市民意識などの現状を確認したうえで新たな計画を策定し、一層の取り組みを進めることが必要と考えます。そこで、丸亀市協働推進計画（仮称）の策定について、貴委員会の意見を求めます。

答 申 書

令和 6 年 3 月 7 日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市自治推進委員会
会長 鹿子嶋 仁

第 2 次丸亀市協働推進計画（案）について（答申）

令和 5 年 2 月 21 日付け 4 市学第 163 号により諮問のありました「第 2 次丸亀市協働推進計画(案)」について、当委員会で審議を重ねた結果、概ね妥当であると認められますので、その旨答申いたします。

急激な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化・複雑化が今後ますます進行することが予想される中、様々な地域課題を解決し、持続可能で活力ある丸亀市であり続けるためには、市民や地域団体、市民活動団体、事業者、市などの多様な主体が、相互に連携し、協働することが欠かせません。そのため、このタイミングで新たな協働推進計画を策定することには大きな意義があるといえます。

協働の担い手となる多様な主体の中でも、市が果たす役割は特に重要です。市におかれましては、すべての職員がそのことを改めて認識するとともに、委員から出された次の意見に留意しながら計画を着実に推進するよう求めます。

施策の柱Ⅰ．協働の意識醸成と担い手の育成

- 直面する地域課題や市の施策、協働のまちづくりに対する市の考えなどについて、まずは市から積極的に情報発信することが必要である。また、情報発信の際には、情報を受け取っていただきたい相手に合わせた手法やタイミングなどについて十分考慮していただきたい。
- 継続性と広がりを確保するためにも、協働は楽しみながら、また、周囲を巻き込みながら行うことが必要である。そして、その過程と成果については、ハード・ソフトの両面からマルタスも活用しながら可視化していただきたい。その積み重ねが、協働に対する新たな関心と行動を生むことにつながるものと考えている。

施策の柱Ⅱ．地域活動・市民活動に対する支援の充実

- 近年、自治会やコミュニティの活動の担い手不足が顕著になってきたにもかかわらず、その活動の重要性はますます大きくなっている。市は、自治会やコミュニティの自主性・主体性を尊重しながらも、新しい担い手などの人材の確保・育成のほか、今の時代に合った組織運営方法を取り

入れることなどについて支援していただきたい。

- マルタスの開館により、多くの市民活動が可視化されてきたところである。今後は、それらの活動が市も含めた多様な主体の協働へとつながるよう、コーディネート力を充実させる必要がある。

施策の柱Ⅲ．多様な主体による協働の推進

- アンケート結果を見ると、事業者は、市との協働に関心はあるものの、具体的な活動内容が想像できなかつたり、きっかけがなかつたりして、協働につながっていない状況が見られる。事業者が持つ知識や技術をまちづくりや地域課題の解決に生かすことができるよう、市から事業者に対して積極的に協働について働きかけていただきたい。その際、課題や、課題解決に向けた協働の事例などについて具体的に示す必要がある。
- 若い人の自治への意識と行動を喚起することは、まちの未来を展望するうえで欠かせないものである。そのため、市からの情報が若い人に届くよう、SNSなどの情報発信媒体を活用するとともに、その内容についても、若い人が自身の協働する姿を具体的に想像し、身近に感じられるように情報発信するよう努めていただきたい。

その他

- 協働は地域課題を解決するための手段であって目的ではない。計画の進行管理に際しては、計画の数値目標の達成を目指すとともに、協働する主体同士が、適宜、協働したことが地域課題の解決にどうつながったかを振り返りながら、より効果的な進め方へと改善を重ねるようにしていただきたい。

第 8 期丸亀市自治推進委員会 委員名簿

任期：令和 5 年 8 月 22 日～令和 7 年 8 月 21 日

区分	氏名	役職等
学識経験者	池永 文彦	四国職業能力開発大学校准教授
	垣渕 直子	香川短期大学生生活文化学科教授
	鹿子嶋 仁	香川大学法学部教授
	関 泰子	四国学院大学社会学部教授
公共的団体 等の構成員	秋山 ともえ	丸亀商工会議所女性会会長
	岩崎 正朔	丸亀市コミュニティ協議会連合会会長
	門 裕介	連合香川副会長
	高尾 光一	丸亀市社会福祉協議会地域共生社会推進グループリーダー
	高木 明美	NPO 法人グランマール理事
公募により 選任した者	和泉 敏之	—
	前田 誠	—
市長が必要 と認める者	岩根 綾香	四国学院大学社会学部
	新野 智雪	香川短期大学生生活文化学科食物栄養専攻
	豊岡 士	四国職業能力開発大学校住居環境科

(区分ごと 50 音順)

令和 6 年 4 月
丸亀市協働推進部地域づくり課

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL : 0877-24-8853 FAX : 0877-24-8863

E-mail : chiiki-k@city.marugame.lg.jp